

2012年4月25日

農林水産大臣 鹿野道彦 様
林野庁長官 皆川 芳嗣 様
北海道森林管理局長 津元 頼光 様

当別ダム周辺の環境を考える市民連絡会 代表幹事 安藤 加代子
札幌市北区あいの里1条6丁目3-1-1002

TEL011-778-6855

(一社)北海道自然保護協会 会長 佐藤 謙

札幌市中央区北3条西11丁目加森ビル6F

TEL011-251-5465

札幌市が計画している「豊平川水道水源水質保全事業」を認可しないことを求める要望

要望事項

札幌市による「豊平川水道水源水質保全事業」の計画は、必要性に乏しく、無駄な公共事業であると考えています。また、この計画は、国有林ならびに支笏洞爺国立公園内にバイパスを建設するため、とくに貴重な保安林において地下だけでなく地表に対する悪影響が危惧されますので、貴職におかれましては、本事業を認可されないよう強く要望いたします。

以下に、札幌市の計画とそれに対する私たちの考えを説明します。

札幌市の計画

札幌市が計画している「豊平川水道水源水質保全事業」（以下、バイパス事業）は、市のHPによりますと、「本市水道水源の98%をまかなう豊平川の水源水質を将来にわたって保全していくために、豊平川上流域における水質悪化の要因を排除するとともに、災害発生時においても良質な原水を確保することを目的として、『バイパスシステム』を構築する豊平川水道水源水質保全事業をすすめます。」と記載されています。

具体的には、1) 水質保全について、定山溪温泉域の河川水に基準を超えるヒ素やホウ素が含まれるので、その河川水を導水管によるバイパスを通じて、白川浄水場下流に流すことによって、浄水場にヒ素やホウ素が混入することを防ぐとしています。また、2) 豊平川上流などで水質汚染事故が生じた場合には、このバイパスを通じて温泉街上流の水を白川浄水場に水を供給するとしています。

私たちの考え

1. 公共事業に関する説明責任が果たされていません。

(1) 公費支出には、事業の目的と必要性について説明責任があり、とりわけ高額な支出の場合は必ず、疑問のない明解な説明が必要です。

この事業には 187 億円という高額な公費が支出される予定となっており、札幌市の財政が逼迫している状況からも、きちんとした精査と説明が必要です。

(2) まず市民に説明するのが先です。

この事業について、ほとんどの市民は知らされていません。まず市民に説明をし、意見交換を行ってから計画を立てるべきです。

札幌市のHPでは、「豊平川水道水源水質保全事業」についての説明資料は、わずかA4版2枚だけです。札幌市は、187億円もの多額の税金が投入される巨大公共事業について、市民への情報公開を余りにも軽視しています。必要な情報を分かりやすく、バイパスルートを地図で明示するなど、市民への情報公開を徹底する必要があります。さらに、対象事業実施区域で住民説明会も開催されていると思いますが、どのような形で実施されているのか、今後どのように市民への情報公開を進めていくのか、まったくわからない現状にあります。

2. 事業の目的と必要性が不明確です。

(1) 過去に一度も事故がなかったのに、この事業の必要性に大きな疑問が生じます。

豊平川では過去に、ヒ素やホウ素による水質汚染の事故はありませんでした。国の飲料水の中のヒ素の水質基準は 0.01mg/L ですが、札幌市の資料によると、過去最大ヒ素濃度でも 0.009mg/L でした。ホウ素についても水質基準 1.0mg/L に対して、過去最大濃度は 0.6mg/L でした。したがって、処理された水道水は、ヒ素とホウ素はともに過去一度も基準値を超えたことはありません。また、白川浄水場では水質に関して 24 時間の監視体制ができており、万が一の場合に対応できるようになっています。今までヒ素やホウ素による水質汚染に伴う事故は起きておらず、万が一の場合にも対応できますので、汚染が起きることを想定して事業を行う必要性がなく、税金の無駄遣いと考えます。

今まで、豊平川で重大な水質汚染事故が生じていないことから、札幌市がどのような事故を想定しているのかわかりません。したがって、バイパスの必要性は納得できません。バイパスを必要とするとすれば、数日にわたって河川水が使えない場合ですが、実際に、そのような例が過去に豊平川で起きたのか、あるいは将来に起きる可能性はあるのか、具体的な事故の想定が示されておられません。したがって、このバイパス事業に 187 億円もの大きな経費をかけることは許されないと考えます。

(2) 浄化したバイパス経由水を浄水場の下流に流すことは大きな疑問です。

バイパスを経由した水を「放流調整池」で浄化して浄水場の下流に流す計画ですが、ヒ素とホウ素が心配であるならば、定山溪のすぐ下流で浄化して豊平川に流せばよいことです。10kmものバイパスは必要がないと考えます。

札幌市は、重大な水質汚染事故が起きた場合を想定してバイパス事業を計画していますが、予想される汚染事故には事前に対応すべきです。想定外の事故を想定するこの計画は無責任です。

3. この事業によって札幌市の保有水源を147,000m³/日放棄すること、同時にそれを補う水利権の必要性について、まったく理解も納得もできません。

札幌市水道局の説明では、この事業は「水利権は川から水を取水するときに必要となる。今回のバイパス事業は、豊平川からバイパス水を取水して導水管をとおって、温泉の湧水などを白川浄水場の下流まで持って来る。」ことになり、もう少し具体的には、「札幌市全体の既得水源として1,035,200m³/日を確認しているが、水質保全事業で147,000m³/日を使用するため、水道として利用可能な水源量は882,000m³/日になる。」こととなります。

まず、貴重な水源量を削減してまで行うこの事業について、前項で述べたように必要性はないと考えます。また、札幌市が述べるように、導水管の水を浄水場の下流に流せば、水を捨てることになるので、札幌市の既得水源が147,000m³/日減少することになります。しかし、逆に、浄水場の上流に流せば、水は捨てないことになり、結果としての水利権を失うことはないと考えます。本事業によって、なぜ水利権が必要となるのか、明瞭な説明がありません。

札幌市は、以上に述べたように豊平川の事業によって無駄に水利権を失うことについては明言しないままに、2025年以降に水道水保有水源が44,000m³/日不足するとして、別途、当別川に建設する当別ダムからの受水が必要だとしています。147,000m³/日の保有水源を失う事業を行って、他方で44,000m³/日の水利権を目的とした事業を進めることは、きわめつきの矛盾と言えます。さらに、豊平川におけるバイパス事業によって187億円だけでなく、当別川における当別ダムと、当別ダムに関連する水道広域化施設整備事業に参画するために札幌市は2011年度までにすでに98億円を負担しており、さらに2012年度以降、39億円の出資金及び負担金が必要ということになっています。あまりにも高額な無駄遣いと言わざるを得ません。

4. 森林生態系や河川生態系への影響について

(1) 国有林かつ国立公園の中でのトンネル工事により、森林生態系への悪影響が懸念されます。

このバイパス事業は、国有林ならびに支笏洞爺国立公園の中にある豊平川上流部から直径約2mの導水管を白川浄水場の下流まで全長約10kmにわたって貫通させる巨大公共事業であり、上流側のおよそ半分の区域は国有林ならびに国立公園内にあります。バイパス事業が施工される地域は、環境影響調査において希少な生物の生息が確認された場所であり、取り付け道路などによって、国有林保安林、言い換えると貴重な森林や希少生物の生息地周辺の環境に多大な影響を及ぼすことが危惧されます。そのことについて環境影響評価書では実質的に悪影響を回避する具体的な方策は示されておりません。

(2) 魚類など河川生態系への影響について、調査結果と評価が示されておりません。

森林の公益的機能として水源涵養や土砂流出防止の機能が重視されており、それらの観点で上流域に位置する国有林の果たす役割には大きなものがあります。そのため、国有林における森林・林業政策には慎重な計画が必要とされています。ところが、このバイパス事業は、水源水質保全を目的としながら、上流域の森林への直接的な影響だけではなく、下流域

の自然、とくに河川生態系への悪影響が懸念されます。たとえば、取水堰の設置により魚類の溯上が困難となり生息域が分断されることが懸念されます。取水堰設置による豊平川の生息魚類への影響評価について、調査結果を公開し、評価結果が示されるべきですが、それらがおざりにされています。